

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人祥和会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年12月14日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、積極的に改善に取り組んでいる。
- ・ 定款、経理規程等の法人の定める規程に則した事務処理を行うこと。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>理事会について、監事の全員が欠席しているもの、また、監事のうち一人が連続して欠席しているものがあった。</p> <p>監事が理事会に出席し必要に応じて意見を述べることは、理事や理事会の職の執行に対する牽制を及ぼす観点から重要であることから、法律上の義務とされたものである。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、監事の改選について検討すること。</p> <p>(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第100条～第102条)</p>	<p>監事が出席できるように理事会の日程調整を行う。</p>
2	<p>役員等報酬等の支給基準が平成29年4月1日から施行と遡って適用する規程となっていたが、評議員会の決議の日から有効となるものである。また、役員の報酬の総額が評議員会で決議されていなかった。</p> <p>については、役員等に対する報酬等は評議員会で総額を決議の上、決議の日以降の適用とするよう、評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>(法第45条の35)</p>	<p>役員等報酬等の規程の施行日を適正な日(平成29年6月24日)に変更し、役員等の報酬等の総額についても評議員会で決議する。</p>
3	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 施設整備等補助金収益を寄附金収益明細書に記入しており、補助金事業等収益明細書に記載していなかった。</p> <p>② 拠点区分間繰入金明細書の繰入先拠点区分名にサービス区分名を</p>	<p>①、②については、附属明細書の様式を改めて確認し、適切に記載するものとする。</p>

	<p>記載していた。</p> <p>③ 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書について、権利を記載していなかった。</p> <p>④ 就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）について、収益の勘定科目名に内訳科目のみ記載しており様式に記載されている勘定科目名（就労支援事業収益）を記載していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、様式に従って作成し、計算書類との整合性を図ること。 （運用上の取扱い25（1）、（2）ア、イ）</p>	<p>③については、権利を記載するものとする。</p> <p>④については、会計システムの様式であるので、会計事務所を通して会計システム会社（TKC）へ確認を取り対処するものとする。</p>
4	<p>注記に所有権移転外ファイナンス・リース取引と記載しているにもかかわらず、その内容（主な資産の種類等）を注記しておらず、リース債務を計上することなく、長期未払金を計上していた。</p> <p>については、社会福祉法人においてもリース取引の会計処理は企業会計のリース会計基準に準じて行うことになっているので、その内容を注記し、リース債務を計上すること。 （会計省令第29条、運用上の取扱い8の1（2）、（5）、3（1）、24、留意事項20イ、25（2）別添3、経理規程第49条）</p>	<p>リース契約の内容を改めて確認し、会計基準に則った会計処理を行う。 また、注記表において適切に記載するものとする。</p>